

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置

制度概要

(1) 根拠法令

地方税法附則第15条第37項、地方税法施行規則附則第6条第60項

(2) 対象設備

固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備（※）。

但し、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）を除く。

（※）蓄電装置、変電設備、送電設備を含む。

(3) スキーム

対象設備について新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。

(4) 適用期間

平成24年5月29日～平成26年3月31日

【再生可能エネルギー設備】



【太陽光発電設備】



【風力発電設備】



【バイオマス発電設備】



【地熱発電設備】



【水力発電設備】

参考条文

○地方税法附則

第十五条

37 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第三条第二項に規定する認定発電設備(同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。)で総務省令で定めるもののうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

○地方税法施行規則附則

第六条

60 法附則第十五条第三十七項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧(電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。)の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。)の用に供する償却資産以外のものとする。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

附則 第一条 (施行期日)

この法律は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、二 (略)

三 附則第三条及び第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

第三条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、同条第一項の認定を受けることができる。

2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。